

## 漁獲シナリオ等の検討について

---

令和8年2月4日(水)

資源管理方針に関する検討会(第8回)  
～スルメイカ全系群～

水産庁

# 目次

前回ステークホルダー会合の取りまとめ	・・・・・	1
令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ(案)	・・・・・	3
国の留保 (案)	・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い (案)	・・・	6
令和9管理年度以降に向けたTAC期中変更の検討	・・・・	7
今後のスケジュール	・・・・・・・・・・・・・・	9

# 前回ステークホルダー会合の取りまとめ（1／2）

## 1 漁獲シナリオ

- ・ 案の③(米国管理方式の適用:TAC 6.84万トン、期中変更なし)を支持する意見と案の①(現行シナリオの継続:当初TAC 3.12万トン、期中変更あり)又は②(加入の仮定の見直し:当初TAC 3.90万トン、期中変更あり)を支持する意見があった。
- ・ 案の③について、水産庁は期中変更ルールの追加の可否について再度検討を行うこととし、できない場合はその理由を整理して示す。
- ・ 次回会合でとりまとめを行うため、パブリック・コメント手続で出た意見も踏まえて水産庁としての提案をまとめる。

## 2. 国の留保

- ・ 国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし、その数量は必要最低限とする水産庁の提案を支持する意見と、定置網漁業の資源管理への配慮のため一定程度は設定し、追加配分すべきという意見があった。
- ・ 次回会合までに水産庁としての提案をまとめる。

## 前回ステークホルダー会合の取りまとめ（2／2）

### 3 目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い

2つの要件(令和7管理年度の漁獲量が目安数量の2倍超かつ700トン以上)を満たす府県について配分数量を明示する方向で進めていく。

### 4 TACの期中変更

- 案の①及び②の際の期中変更はどのように行われるのか、イメージを漁獲シナリオの選択肢とセットで示すべきという意見があった。一方で、水産機構から、期中変更の要件の明確化等ルールの見直しの検討には時間を要するとの見解が示された。
- 案の①又は②を採用する場合には、次回会合において期中変更のイメージを可能な範囲内で示すこととする。
- 令和8管理年度にどの漁獲シナリオが採択されるかに関わらず、令和9管理年度に向け、水産機構と水産庁で議論・検討を進めていく。

### 5 今後のスケジュール

資料で提示したスケジュールに沿って進めていく。

# 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ（案）

- 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオは、カナダマツイカに対する米国の管理方式とする。

$$\text{「ABC」} = \frac{\text{過去最高漁獲量} \times \text{直近の平均資源量}}{\text{過去最高漁獲量年の資源量}}$$

- 「直近の平均資源量」は、直近の傾向を考慮し直近3年分（令和5年～7年）の資源量の値を使用する。
- 令和8管理年度のTACは6.84万トン（下表）。
- TACを期中変更するルールはなし（次ページ）

	過去最高漁獲量 (a)	過去最高漁獲量年 資源量 (b)		直近3年の平均資源量(c)			「ABC」 (a × c/b)
				2023年	2024年	2025年	
秋季発生系群	37.4万トン (2006年)	107.9万トン	11.7万 トン	12.3万トン	10.8万トン	12.0万トン	<u>4.1万トン</u>
冬季発生系群	31.5万トン (2000年)	78.4万トン	18.2万 トン	9.5万トン	12.5万トン	32.5万トン	<u>7.3万トン</u>



秋季発生系群 (主に日本海を北上) 「ABC」	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) 「ABC」	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計 × 0.6)
4.1万トン	7.3万トン	11.4万トン	6.84万トン

資料：令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

## TAC期中変更ルールを導入しない理由

- 現行の期中変更ルールは、
  - ✓ 単年性資源であることから再生産関係に基づく加入量の予測が特に難しいこと
  - ✓ 冬季発生系群及び秋季発生系群ともに親魚量から期待される加入量を下回る近年の低加入が当面継続する仮定(バックワード・リサンプリングを行う)であること
- を前提として、必要に応じてTACを増加させるために導入されたもの。暫定漁獲シナリオ案は、再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中変更する根拠がない。
- 暫定漁獲シナリオ案の下でのTACは資源量の平均値から導かれるものであり、期中に入手可能な情報を平均値の対象にしてTACの期中変更ルールを導入するのであれば、TACの増加だけでなく、削減も含めた形で期中変更のルールを講じておく必要がある。しかしながら、令和8管理年度中のTAC削減は、暫定的な管理下であるにもかかわらず漁業者の計画的な操業を阻害するおそれがあることを踏まえた十分な事前調整が必要であることから、このルールの策定は現実的には困難である。

# 国の留保（案）

- 国の留保はTACの超過リスクに対応することを目的とし、その数量は必要最低限とすることとする。
- 令和8管理年度の国の留保は200トンとする。
- 水産政策審議会の了承を得て資源管理基本方針において定めたルール（いわゆる「75%ルール」）に則して行う国の留保からの追加配分は行わないこととする。
- 大臣管理区分においては、消化が進まない場合に他の大臣管理区分・道県への振替えに対応するなど限られた配分数量の有効活用のために、当初配分数量の一部を国の留保に残しておくことができるることとする。
- 令和7管理年度における小型するめいか釣り漁業で生じた超過分のうち令和8管理年度の当該管理区分から差し引く数量は、令和8管理年度の当初の国の留保に繰り入れたのち、当初配分数量のシェアに応じて「数量明示」の道県に配分することとする。

注：前回ステークホルダー会合での提案から変更した部分は下線を付した。

## 【するめいか資源管理方針（資源管理基本方針別紙2-12）の変更案（抜粋）】

### 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

#### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

##### (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準 (略)

##### (2) 国の留保及び国の中の留保からの配分

###### ① 基本

国の留保は、漁獲可能量の超過リスク等を考慮して定めるものとし、農林水産大臣が必要と認める場合に各都道府県及び大臣管理区分に配分する。

###### ② 大臣管理区分

大臣管理区分においては、農林水産大臣が必要と認める場合に(1)に基づき算出した当該大臣管理区分の算出配分量の一部を当該大臣管理区分に追加配分するためのものとして国の留保に繰り入れておくことができるものとする。

###### ③ 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過

3に基づき生じた数量は国の留保に繰り入れるものとし、これを配分する際には、都道府県を優先するものとする。

# 目安数量を超過した「現行水準」の府県の扱い（案）

- 以下の要件をいずれも満たす令和7管理年度における「現行水準」の府県(青森県、岩手県、宮城県)については、資源管理基本方針に基づき、管理上必要であるとして、令和8管理年度、配分数量を明示することとする。

## <要件1>

令和7管理年度の漁獲量が、目安数量の二倍を超えている。

## <要件2>

令和7管理年度の漁獲量が、700トン(「数量明示」の道県で最小の富山県の当初配分数量)を超過している。

(参考)

青森県：目安数量305トン、1/13時点漁獲量1,448トン、岩手県：目安数量188トン、1/13時点漁獲量1,225トン、宮城県：目安数量100トン、1/13時点漁獲量706トン

- 「数量明示」化は、2月に開催される資源管理分科会に、当初配分案として諮問する。

注：前回ステークホルダーアンケートでの提案から変更した部分は下線を付した。

## 【資源管理基本方針(抄)】

### 第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2 (略)

3 都道府県への配分

- (1) 全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。
- (2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

# 令和9管理年度以降に向けたTAC期中変更の検討

令和9管理年度以降の漁獲シナリオ等の検討に向けて、令和7管理年度の期中の推定手法を研究機関でレビューした後、その結果を踏まえ、変更要件の明確化等ルールの検討を、水産機構の協力を得て行う。

## 【令和7管理年度のTAC期中変更】

- 令和7管理年度については、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、冬季発生系群については、TACの算定に用いられた加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断し、TACを期中に変更。
- ステップ別に見た冬季発生系群の加入量の値は以下のとおり。
  - ✓ TAC算定に用いられた予測値：15.0万トン
  - ✓ 2度目の増枠時(11/5)の水産機構による予測値：49.8万トン(90%予測区間：33.6万～66.0万トン)
  - ✓ 令和7年度資源評価(12/26公表)に掲載された推定値：32.5万トン(上記予測区間下限値を若干下回る)
- 2度目の増枠時の水産機構による加入量の推定は、
  - ①小型するめいか釣り漁業のCPUEデータ(令和7年7月から9月までの道東主要港、浦河、函館、大畠、八戸、岩手県主要港、宮城県主要港の情報。以下同じ。)及び
  - ②過去の小型するめいか釣り漁業のCPUEデータと、推定された資源量の相関関係を用いて実施。

## 【資源管理基本方針・別紙 2-12 するめいか(抄)】

### 第4 漁獲シナリオ

1～3 (略)

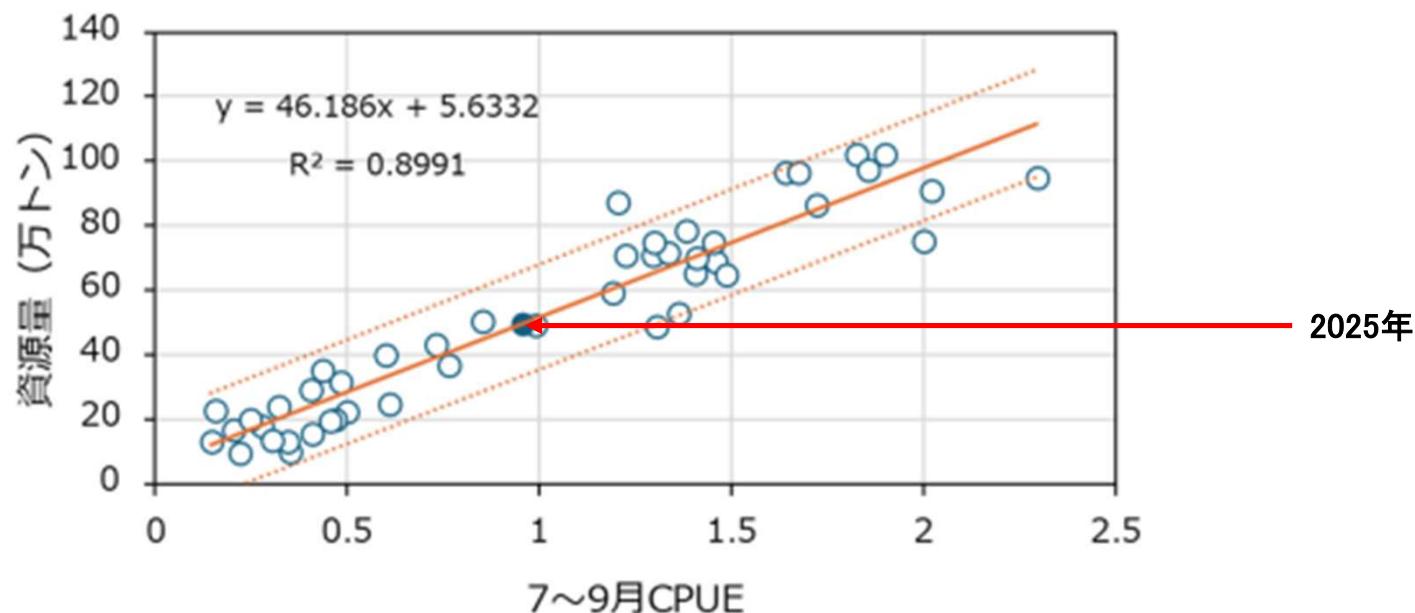
#### 4 漁獲可能量の算定方法

(1) 漁獲可能量は、我が国の生物学的許容漁獲量を超えない量とする。我が国の生物学的許容漁獲量は、水域全体の生物学的許容漁獲量から、外国による漁獲に係るものを除いた値とし、具体的には、令和7年（2025年）から令和9年（2027年）までは、次の①及び②に掲げる値の合計値に0.6を乗じた値とする。ただし、農林水産大臣は、最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかに漁獲可能量の変更に係る手続を行う。

①・② (略)

(2) (1)ただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合、変更前の数量との差分は国の留保に繰り入れる。

【7～9月小いかCPUEと資源量(加入量)の関係(実線は中央値、点線は90%予測区間を示す)】



## 今後のスケジュール

1月14日	資源管理方針に関する検討会(第7回) (令和7年度資源評価結果の説明) (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保の案等を提示し説明)
1月中旬	資源管理基本方針の一部変更の案に係るパブリック・コメント実施 ※期間は1カ月 (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオ等)

### <TACの当初配分(留保の数量)案等の調整>

本日はココ

2月4日	資源管理方針に関する検討会(第8回) (令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの案、国の留保の案等の取りまとめ) (TAC及び当初配分の案を提示し説明)
2月下旬	水産政策審議会第143回資源管理分科会 (資源管理基本方針の一部変更の案、TAC及び当初配分の案等の諮問)

### <知事管理漁獲可能量設定に係る関係海区漁業調整委員会への諮問(各都道府県)>

4月1日	令和8管理年度開始(～令和9年3月末)
------	---------------------

参考：令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢

---

# 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（案の①：現行シナリオの継続）

- 現行の漁獲シナリオを継続する案。
- 令和8管理年度の当初TACは3.12万トン（下表）。
- 最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行う。

秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計×0.6)
0.8万トン	4.4万トン	5.2万トン	3.12万トン

資料：令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

# 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（案の②：加入の仮定の見直し）

- 加入の仮定を見直す案。
- 現在の漁獲シナリオは、冬季発生系群及び秋季発生系群ともに親魚量から期待される加入量を下回る近年の低加入が当面継続するとの仮定（バックワードリサンプリングを行う）を用いた将来予測に基づき採用したもの。
- しかし、令和7年度資源評価によれば、冬季発生系群については、令和7年の加入量は親魚量から期待される平均的な加入量と同水準であった。
- 黒潮大蛇行の終息等、海洋環境の変化にも鑑み、冬季発生系群については、親魚量から期待される平均的な加入量を仮定する（バックワードリサンプリングは行わない）。
- 令和8管理年度の当初TACは3.90万トン（下表）。
- 最新の資源調査の結果や漁獲状況、利用可能な水産機構の助言等を踏まえ、当該管理年度の資源量の算出に用いられた当該管理年度の加入量の予測値よりも良好な加入が発生していると判断する場合には、速やかにTACの変更に係る手続を行う。

秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計 × 0.6)
0.8万トン	5.7万トン	6.5万トン	3.90万トン

資料：令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

# 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（案の③：米国管理方式の適用）

- カナダマツイカ(スルメイカに似た单年性のイカ)に対する米国の管理方式を適用する案。

$$ABC = \text{過去最高漁獲量} \times \frac{\text{直近の平均資源量}}{\text{過去最高漁獲量年の資源量}}$$

- 令和3年度、考えられる漁獲シナリオの選択肢を第2回ステークホルダーアンケートで議論した際、当該方式を適用した場合の試算結果を提示。
- 「直近の平均資源量」として、直近3年分の資源量の値を使用した場合、令和8管理年度の当初TACは6.84万トン(下表)。
- 再生産関係に基づく将来予測に依拠していないことからTACを期中変更する根拠がない。

	過去最高漁獲量 (a)	過去最高漁獲量年資源量 (b)	直近3年の平均資源量(c)			ABC (a × c/b)	
			2023年	2024年	2025年		
秋季発生系群	37.4万トン (2006年)	107.9万トン	11.7万トン	12.3万トン	10.8万トン	12.0万トン	<u>4.1万トン</u>
冬季発生系群	31.5万トン (2000年)	78.4万トン	18.2万トン	9.5万トン	12.5万トン	32.5万トン	<u>7.3万トン</u>



秋季発生系群 (主に日本海を北上) ABC	冬季発生系群 (主に太平洋を北上) ABC	合計	令和8管理年度 当初TAC (合計 × 0.6)
4.1万トン	7.3万トン	11.4万トン	6.84万トン

資料:令和7(2025)年度スルメイカ秋季発生系群の資源評価、令和7(2025)年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価を用いて水産庁が試算

## 令和8管理年度の暫定的な漁獲シナリオの選択肢（総括表）

選択肢	$\beta$	期中変更ルール	令和8管理年度当初TAC(万トン)
案の①:現行シナリオの継続	秋0.65 冬0.50	有	3.12
案の②:加入の仮定の見直し	秋0.65 冬0.50	有	3.90
案の③:米国管理方式の適用	—	無	6.84
(参考)獲残し量一定	—	—	5.64 (秋季発生系群のABCはゼロ)